

第 22 回

熊谷市農業委員会農地部会議事録

(公開用)

平成29年6月28日(水)

熊谷市農業委員会

第22回 熊谷市農業委員会農地部会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 平成29年6月28日(水) 午前9時30分
- (2) 閉会の日時 平成29年6月28日(水) 午前11時59分
- (3) 場 所 大里行政センター第3会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 19名
- (2) 現在数 19名

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 19名
- (2) 欠席数 0名

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	福田 和行	11	出	川田 久夫
2	出	村田 定吉	12	出	山本 勝市
3	出	夏目 亮一	13	出	大野 隆一
4	出	福島 敬一	14	出	鈴木 吉明
5	出	松本 丈	15	出	茂木 友秀
6	出	木村 進	16	出	手嶋 茂春
7	出	柴田 忠雄	17	出	根岸 里次
8	出	大澤 芳明	18	出	福田 正八
9	出	閑野 高広	19	出	青木 登喜代
10	出	中川 登美夫			

4 議 案

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（一時転用）
- 議案第 6 号 農地改良の届出について
- 議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第 8 号 競売買受適格者の証明について（農地法第 5 条該当）
- 議案第 9 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

報告事項

- 報告事項（1） 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報告事項（2） 農地法第 4 条の規定による届出について
- 報告事項（3） 農地法第 5 条の規定による届出について
- 報告事項（4） 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

5 招集者 農地部会長 木村 進

6 議事進行状況 別紙のとおり

議長 (夏目職務代理) 先ほど、木村農地部会長から少し会議に遅参するとの連絡がありましたので、部会長が出席するまでの間、私が木村農地部会長に代わりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

出席委員が定足数に達しましたので、ただいまから第22回農地部会を開会いたします。

本日の遅参委員は、6番木村進委員、以上の委員から届出がありました。

議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。議事録署名委員について、いかが取り計らいましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任の声がありましたので、12番山本勝市委員、13番大野隆一委員にお願いいたします。

また、書記は事務局職員を指名します。

本日、お手元に配付いたしました書類は、第22回農地部会提出議案であります。

今回、当農地部会において審議いたします案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (一時転用)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (一時転用)

議案第6号 農地改良の届出について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第8号 競売買受適格者の証明について (農地法第5条該当)

議案第9号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について

以上、9件ですので、よろしく御審議願います。

事務局 事務局から提案でございますが、本日、新規就農の方には出席をお願いしております。このため、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての案件を先に御審議いただきたいと思っております。

議長 ただいま、事務局から提案がありました。そのようにしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 最初に、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 今月の案件は議案番号410から527の118件であります。また議案番号461については、新規就農に関する案件で御本人に来ていただいておりますので全体の説明のあとに、まず審議いただき、その後ほかの議案の審議をいただきたいと思っておりますので御了承願います。

まず全体の説明となりますが、総筆数は196筆、総面積は285,347㎡で、田は139筆218,568㎡、畑は57筆、66,779㎡、賃貸借は153筆、237,579㎡、使用貸借は43筆、47,768㎡、設定の期間は、3年未満が9筆、12,173㎡、3年以上6年未満が83筆、125,006㎡、6年以上が104筆、148,168㎡、設定の区分は、新規の計画が37筆、52,894㎡、再設定の計画が159筆、232,453㎡です。

次に借受人別の内訳ですが、農地所有適格法人及び農地利用集積円滑化団体であるくまがや農協を利用したものを除いた認定農業者の借り受けは、69件で169,544㎡となっております。

次に農地所有適格法人の借り受けは、16件で35,044㎡となっております。次にくまがや農協の借り受けは、3件で14,088㎡となっております。また、新規就農者の借り受けは1件で3,552㎡となっております。認定農業者である農地所有適格法人及びくまがや農協を利用したものを含めた認定農業者の借り受けの件数は、87件で全体の約73%となります。

上記以外の担い手の借り受けの件数は、29件で63,119㎡となっております。

以上、118件の計画は、本市における農業基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたもので、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の規定の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、新規就農の案件、議案番号461について説明します。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、渡人氏名、受人氏名、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

資料27ページの営農計画書をご覧ください。〇〇〇〇さんは、市内の〇〇にお住いで、平成〇年生まれの〇〇歳であります。経営の特色として、作物構成は米、麦を作付します。経営方針の概要としては、今後も米麦で、徐々に経営規模を拡大していくとのことです。技術内容の農業経験年数については、本日来ている〇〇さんのところで研修されております。経営方針の概要で触れましたが、経営規模を徐々に拡大するということですが、近いうちに、〇〇さんが現在、耕作している農地を任せ、経営を引き継いでいきたい意向があるので、その目途は立っています。経営規模と経営形態はご覧の通りとなります。次の28ページになります。基本装備は〇〇さんの所有する農機具格納庫、農機具を借りて使用する予定です。経営試算については、ご覧のとおりです。なお、研修先の〇〇さんについてですが、〇〇〇〇にお住いで、米麦を中心に、耕作地は借入地を含め、約21ヘクタールを耕作しております。現在は〇〇さんを含め、3人で農作業を行っております。農地取得後における作付け計画書については、ご本人からの説明となります。なお、本日は、〇〇さんの研修先の受入れ農家であります〇〇〇〇さんも会議に出席させてもらいたいということで、よろしく申し上げます。

議 長

議案番号461については、申請人にお出でいただいております。お手元の資料27ページもあわせて御覧ください。

それでは申請人及び研修先の受入れ農家、〇〇さんの入室を認めます。

[申請人 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏 入室]

ここで暫時、休憩いたします。

議 長 【休憩 午前9時46分から9時48分】

議 長 休憩中の議事を再開します。
(夏目職務代理) 木村農地部会長が到着しましたので、ここで議長を木村部会長に交代いたします。

議 長 遅れて申し訳ございませんでした。よろしくお願ひします。
(木村部会長) 本日は、お忙しいところ、大変御苦勞様です。
新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などにつきまして申請者から御説明をお願いいたします。

申請人 ○○○○です。よろしくお願ひします。○○さんのところで、
(○○氏) 今1年ぐらい一緒に働いていまして、○○さんが徐々に引退していくということで、私が引き継いでいくことになり、今回新規就農の申請になりました。

申請人受入農 ○○です。よろしくお願ひします。今、○○君から話がありま
家(○○氏) したが、私も○○歳を超えまして、私の息子が農業をやらないということで、誰かいないかなと探していました。ここにいます川田農業委員の知り合いの方のところに○○君が働きに行っていました。私が知り合いになりまして、米麦をやらないかということで、○○君にお願いして、今、私のところで研修中となっています。私は利用権を設定して借りていますが、期限が切れた土地から順次、○○君に移行していく計画です。

議 長 営農計画書を出していただいて、資料を配布していますので、資料に基づいて説明していただければと思います。

申請人 今回の申請地は○○の田んぼ3552㎡の土地ですが、○○さん
(○○氏) に新しく借りてくれという話があり、私も新規就農で入りたかったので、私が借りられるように話をしてもらいました。申請地ではキヌヒカリと6条麦のすずかぜを作付けする計画です。

議 長 説明が終わりましたので、これから質疑、意見を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

茂木委員 農業経営をバトンタッチするというのは、今までにないことな

ので、少し確認させていただきます。〇〇さんの経営をすべて〇〇さんが引き継ぐということですか。

申請人受入農家（〇〇氏）
はい、そうです。

茂木委員 それにはいろいろな決め事があるかと思いますが、後で話をきかせていただきたいと思います。

申請人受入農家（〇〇氏）
わかりました。

山本委員 今日、若い人が入ってきていただいて、大変ありがたいと思います。私どもの地区でも後継者が中々いない状況で、良いモデルになるかと思っています。経営移譲していく場合に、機械、設備関連についてですが、新規就農の場合、個人の方では中々機械を持っていないのですが、機械関係も一式、お譲りになるのですか。

申請人受入農家（〇〇氏） 私の持っている農機具、建物などは、譲渡でなく貸与という形を取りたいと思っています。税理士を入れてどういう取り決めにしていくか、今後、〇〇君と相談していきたいと思っています。税理士などはっきりした方を入れて順次、進めていきたいと思っています。とにかく、〇〇君は何も持っていませんから、うちで面倒をみてやりたいと思っています。

山本委員 極端な話、減価償却が終わったものについては、譲るということですか。

申請人受入農家（〇〇氏）
本人が使うなら使って、捨てるなら捨てれば良いと思います。

中川委員 経営資産についてですが、〇〇〇〇〇〇円とありますが、現在の年間所得が〇〇〇〇円とあります。他に仕事もしているのですか。

申請人受入農家（〇〇氏）
これは私どもから出している給料です。

中川委員 〇〇さんが〇〇さんに支払った給料ですね、わかりました。

川田委員 私の地元ですので、少し説明いたします。〇〇さんとは古い付き合いで、〇〇さんとも知り合いで、私の家にも手伝いにきてく

れます。仕事については丁寧によくやってくれており、人間性もよろしいので、〇〇さんも良い人を見つけたなと思います。〇〇さんも大分面積を増やしていますので、今回初めてのケースで、これで〇〇さんも即、引退になってしまうのは大変なことになってしまうので、私もしょっちゅう〇〇さんの家に遊びに行っています。〇〇ファームを温かく見守っていただきたいと思います。

議 長 他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 他に、質疑、意見等も無いようです。
本日は、大変御苦勞様でした。
申請人は退室してください。

[申請人 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏 退室]

議 長 それでは、議案番号461について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」 の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号461について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

次に、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号461の新規就農以外についての議案の審議に入ります。

議案番号482、484については、〇〇〇〇委員が代表となっている〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が受人となっています。そのため、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号４８２、４８４の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第７号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号４８２、４８４について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案番号４８６については、〇〇〇〇〇〇委員が受人となっています。そのため、農業委員会法第３１条の規定に基づき議事参与の制限により一時退席していただき、審議いたします。

〇〇委員、一時退席をお願いします。

[〇〇委員 退席]

議 長 それでは、議案番号４８６の案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第７号農業経営基盤強化促進法第１８条の規定による

農用地利用集積計画についての議案番号486について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

〇〇委員は入室をお願いします。

[〇〇委員 入室]

議 長 次に議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号461、482、484、486以外について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案番号461、482、484、486以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、承認すべきものと決しました。

議 長 次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに、最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、譲渡人及び譲受人の家族数及び従農数、権利並びに申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、10a当たりの価格は、〇〇〇〇円です。平成29年6月13日、松本委員、山本委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号2は、申請地〇〇〇〇〇〇m²の売買価格は、〇〇〇円です。平成29年6月13日、松本委員、山本委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。議案番号1と2は、交換の案件です。農地の交換でも権利移動に当たるため、農業委員会の許可が必要になります。

議案番号3は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましても、平成29年6月6日、水野委員、木村委員、江南行政センター野本副所長が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号4は、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。この案件につきましても、平成29年6月5日、茂木委員、農業振興課杉本主査が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議案番号5は、申請地〇〇〇m²の売買価格は、〇〇〇円です。この案件につきましても、平成29年6月6日、大澤委員、関根委員、事務局渋澤次長、樋口主任が現地調査を行い、経営する全ての農地は適正に耕作されており、譲受人の機械の保有状況、従事日数から、今後につきましても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号には、該当しないものとなっております。

議 長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。

事務局 次の議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、5は、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6と関連がありますので、この後、同時に御審議いただきたいと思います。

議 長 ただいま、事務局から提案がありましたが、それでよろしいですか。

(異議なし の声あり)

議 長 それでは、そのように決定します。

それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、5及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、5及び議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6については、2つの議案を1枚にまとめたもの、裏面は土地利用図を記したものを別紙資料により説明します。
【事務局が、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、5について、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人、用途、申請事由、を朗読する。続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6について、申請地の地番・公簿地目・面積、譲受人氏名、譲渡人氏名、用途、権利、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地法第4条の議案番号4は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物は既設の鉄骨造の農業用物置1棟で、敷地拡張後の面積は、1186.15㎡です。

議案番号5は、農地区分は1種、農振除外は平成29年3月24日、用途変更です。転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イ、建築物は既設の鉄骨造の農業用物置1棟です。

農地法第5条の議案番号6は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建、宅地を含めた全体面積は、421.6㎡です。排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック擁壁でございます。

A4の資料ナンバー1の裏面には土地利用図を載せております。4条の議案番号4の申請地は、農家住宅敷地の宅地と一体で利用されており、農業用倉庫がまたがっております。議案番号5の申請地には、農機具を置く農業用倉庫が建てられております。5条の議案番号6の申請地3筆と〇〇〇〇番〇の宅地と合わせて所有者の娘世帯の住宅を計画したところ、所有農地に農地法の手続きをとらずに農家住宅敷地の一部や農業用倉庫として使用していた箇所がありました。申請地は農振農用地であったため、除外の手続きを行い、農地転用の申請が出されております。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、5について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、5以外についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、敷地拡張後の面積は、1791.45㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。申請人が農地法第3条による農地の取得を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議案番号2は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年3月24日、用途変更を行っています。転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物は鉄骨造ビニールハウス、パイプハウス、木造の農業用物置が既設で各1棟あります。申請人が農地法第3条による農地の取得を計画したところ、所有農地に農地法の手続きを取らずに農業用施設として使用していたため、是正するものです。なお、ビニールハウスは元々ネギ苗等のため農地利用をしていましたが、近所で農機具の盗難が多発し、また、申請人も農機具を盗まれたことがあったため、農機具置き場としての利用を始めてしまったとのこと。

議案番号3は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物は既設の木造2階建住宅、鉄骨造の物置兼車庫が各既設1棟あります。周囲は一部既設の生垣とコンクリートブロック土留めがあります。申請人が相続により所有農地を確認したところ、農地法の手続きを取らずに農家住宅敷地として使用していたため、是正するものです。

議案番号6は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6

月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。建築物は既設のプレハブの物置が1棟で、敷地拡張後の面積は、268㎡です。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。申請人の子ども世帯の住宅を計画したところ、農地法の手続きを取らずに住宅敷地の一部として使用していたため、是正するものです。

議案番号7は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第4条第1項第2号イです。駐車場は8台分です。路面施工はアスファルト舗装です。申請人の所有農地に息子世帯の住宅を計画したところ、農地法の手続きを取らずに自宅兼店舗の駐車場として使用していたため、是正するものです。

議案番号8は、農地区分は2種農地、建築物は木造平屋建、排水関係について、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁があります。

議案番号9は、農地区分は2種農地、周囲は、既設の石垣です。

申請人が所有農地で農地改良の手続きをしようとしたところ、農地法の手続きを取らずに宅地への進入路として使用していたため、是正するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての議案番号4、5以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局

始めに営農型太陽光発電について、ご説明いたします。右上に参考と記載したA4の両面印刷の資料、営農地での太陽光発電設備設置に係る取り扱いについてをご覧ください。1の農地転用許可制度上の取り扱いですが、一時転用許可になります。許可する場合の確認事項ですが、転用期間は3年間で、以下の場合には営農の適切な継続が確保されないと判断されます。まず、営農を行わない。次に単収が同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上の減、また、農産物の品質に著しい劣化が生じているなどです。裏面は下部の農地のイメージ図です。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、申請地の地番・公簿地目・面積、申請人氏名、用途、申請事由を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請地は、県道〇〇〇〇線の北側、〇小学校の東側に位置しています。8ページは公図、9ページはパネルの配置と図面左下の引込電柱の設置場所であります。10ページは太陽光発電施設の設置図、11ページは支柱と電柱の概要です。支柱は直径7.5cm、半径0.0375m掛ける0.0375m掛ける円周率3.14の円柱で、1本あたりの面積は0.0044㎡となり、支柱の合計は80本となりますので、支柱の合計面積は0.35㎡となります。また引き込み電柱の直径は35.7cm、半径0.1785m掛ける0.1785m掛ける円周率3.14で、面積は0.1㎡となります。支柱面積0.35㎡と電柱の面積0.1㎡の合計が0.45㎡となり、今回の転用面積になります。12ページの営農計画書をご覧ください。下部の農地は太陽光発電設備の直下の農地及び設備により日影が生じる農地の面積で435.44㎡であります。作付作物は1年目から3年目までミョウガを下部の農地に栽培する計画です。14ページの(3)下部の農地の単収について、農林水産省の資料による地域の平均単収は10アールあたり450kgで、下部の農地単収見込みは地域の平均単収8割として360kgです。申請者から提出された平成29年2月の状況報告書では、昨年の収穫量は150kgであり、10アールあたり約345kgとなり、地域の平均単収の約77%となっております。

議長

事務局の説明が終わりました。本案件について、質疑、意見等を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

閑野委員

この案件は更新の案件ということで、しかも上部に太陽光で、下に農作物を作るという新しい実験的な部分があります。ひとつの期間が終わって、次の更新の案件です。大事なことは参考資料にあります。我々が許可の判断をする場合は、営農の適切な継続が担保されるかどうかという判断です。単収が地域の平均単収より概ね2割減しているかどうかというところがひとつのチェックポイントだと思います。提出された資料はあくまでも単収の見込みなので、大事なポイントはこれまで3年間営農をしてきた結果が出ているということ。その数字は77%という説明があったが、それが概ね8割以上ということで、概ねに入るのか入らないのかというところの判断だと思うのです。質問したいのは実際に収穫された数字が資料の中に入っていないで、口頭での説明になったが、私としては判断基準としてしっかりと資料化される必要があると考えます。あくまでも3年後の見込みの数字よりも、今まで3年間の実績の数字の方が説得力あると思うので、今後もこのような案件が出てきた時に、こちらを資料化して皆さんに判断した方が良くと思います。今日、特に77%ということで、判断基準が難しいと思うので、この案件ということだけでなく、そういう案件が出てきた時の見解として、どう考えているのか。

事務局

今回、口頭で地域の平均単収に対して、下部農地の単収が地域の平均単収の77%という説明をしましたが、判断基準とする資料の提示がしておりませんでしたので、今後については審査しやすい資料を提示したいと考えています。毎年2月の状況報告について、申請者から農業委員会を通じて県に提出されているわけですが、収穫した状況の写真、それから申請者は足利の市場に出荷をしており、出荷した伝票等が提出されております。収穫物が市場に出荷している状況や現況確認したところ、ミョウガの栽培が適正に行われている状況もありましたので、事務局としては許可見込みがあると考えております。
資料につきましては、精査していきたいと考えています。

茂木委員

77%という数字が出てきたわけですが、80%見込まれているというのは、どういう判断をしたのか。

事務局

概ねという言葉の取扱いですが、通常、概ねとは1割の範囲としています。80%ということは下限で72%という数字という

ことですので、今回の77%は概ね妥当な判断と考えます。

議長 他に質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声)

議長 他に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第3号農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
ここで暫時、休憩いたします。

【休憩 午前10時50分から11時00分】

議長 休憩中の議事を再開します。

次に、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6以外を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに最初の申請地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、譲渡人氏名、譲受人氏名、用途、権利、申請事由、備考を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

議案番号1は、農地区分は2種農地、駐車場は31台分です。路面施工は砂利敷で、雨水は雨水浸透施設を設置します。周囲は一部既設と新設のコンクリートブロック土留めです。譲受人の法人は市内〇地区で電子・電気部品の製造をしております。現在の利用状況では材料の搬入や製品を搬出する作業スペースが狭かったため、法人が従業員用駐車場として利用する土地と隣接する申請地を一体で駐車場として利用し、また、製造過程で出たりサイクル資材の置き場として申請地を利用することで、現在駐車場として利用している場所に作業スペースを確保し、駐車場も必要な台数を確保したいとのことです。

議案番号2は、農地区分は2種農地、農振除外は平成29年6月9日、駐車場は23台分です。路面施工は砂利敷で、周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。譲受人の法人は市内の〇〇で電気機械器具の製造をしております。製造工場の隣接地である申請地は昭和50年頃に田の形状が悪かったため、譲渡人が盛土してしまい、その後砂利敷にしてしまい、近隣住民の貸駐車場として利用されてきた場所でした。平成〇〇年に譲受人の法人が現在の〇〇に本社工場を移し、隣接地である申請地をそのまま従業員用駐車場として利用してきました。譲渡人が農地法第3条による農地取得を計画したところ、申請地を農地法の手続きを取らずに駐車場として利用していたため、是正するものです。

議案番号3は、農地区分は3種農地、木造2階建、宅地を含めた全体面積は、480.9㎡です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透柵を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号4は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透柵を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号5は、農地区分は2種農地、建築物は鉄骨造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透柵を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号7は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透柵を設置します。周囲は一部既設と新設のコンクリートブロック擁壁です。

議案番号8は、農地区分は1種農地、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透柵を設置します。周囲は新設の鉄筋コンクリート擁壁の計画です。

議案番号9は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建です。汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透柵を設置します。周囲は一部既設のコンクリートブロック土留めと鉄筋コンクリート土留です。

議案番号10は、農地区分は2種農地です。建築物は木造2階建で、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透柵を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック擁壁の計画です。

議案番号11は、農地区分は2種農地、建築物は木造2階建で、汚水は合併浄化槽で処理し側溝に、雨水は雨水浸透柵を設置しま

す。周囲はのり面仕上げです。

議案番号12は、農地区分は1種農地、〇〇〇番〇と〇〇〇番〇については、農振除外は平成29年6月9日、転用該当条文は農地法施行令第11条第1項第2号イです。建築物は、鉄骨造平屋建で、汚水は合併浄化槽で処理し水路に、雨水は雨水浸透枳を設置します。周囲は新設のコンクリートブロック積フェンスです。

議案番号13は、農地区分は2種農地、駐車場は4台分、路面施工は砂利敷で、周囲は新設のネットフェンスの計画です。譲受人は個人で電気工事業を営んでおり、エアコンの取り付けを専門に行っています。今までは、元請けの会社内にリサイクルするエアコンや室外機等を置くことができましたが、会社の方針が変わり、置くことができなくなり、自宅内に置くことも宅地面積が狭く難しいため、自宅から近い申請地を資材置場と、作業用の車を近隣の駐車場を借りていますが、駐車場としても利用したく申請するものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 本案件について、質疑、意見等を求めます。
 質疑、意見等ございませんか。

（ 発言なし ）

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。
議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についての議案番号6以外について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手 全員 ）

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。
 次に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【事務局が、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）、譲受人氏名、譲渡人氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、目的、権利の内容、申請理由、転用期間を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

農地改良について説明をします。申請面積が1000㎡以上、工事期間が1カ月を超える案件については、埼玉県の許可となります。申請面積が1000㎡未満、工事期間が1カ月以内の案件は農業委員会への届出の手続きとなります。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇に位置し、譲渡人の自宅は申請地の西側です。工事計画書をご覧ください。施工業者は個人で土木業を行っております。計画内容の1の工事期間は6か月、2の工法は客土Cです。客土Cは、現況面の表土を耕作土として使用するため掘削し、そこに客土としてその後に掘削した表土を埋め戻す工法です。3の嵩上げ高は現況面から90cm嵩上げします。4の覆土高は60cmです。5の隣接道路面から高さは30cm高くなります。6の掘削の深さは60cm、7の搬入土について、発生場所は東京都〇〇〇〇の再開発地のビルの根伐り工事が発生する土を搬入します。搬入経路は発生場所から関越自動車道所沢インターチェンジに入り、東松山インターチェンジで降り、国道、県道を経由して申請地に搬入する計画です。計画断面図ですが、隣地への被害防除については、県の要綱に基づいた計画となっております。作付計画書ですが、作付品目は1年目から3年目まで、里芋を作付する計画です。世帯の労働力は申請者夫婦の2人です。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
 本案件について、質疑、意見等を求めます。
 質疑、意見等ございませんか。
- 茂木委員 客土Cということで埋め戻す土の検査はしているのか。
- 事務局 搬入する土についての検査はしておりません。
- 茂木委員 埋め戻した土の検査結果がわからなければ、埋め戻し後に確認
 ができないのではないかと。
- 事務局 今回の申請面積が〇〇〇〇㎡ということで、500㎡以上3,
 000㎡未満の土砂堆積については、市の土砂条例の許可の手続
 きが必要となります。環境推進課の方で、入れた土砂の土壌検査
 を行っております。農業委員会でも実際土砂の搬入が始まったら、
 どのような土砂を入れているのか現場を見て、写真を撮るなどして
 確認をしていきたいと思っております。

茂木委員 分かりました。

議 長 行政指導はあるのか。搬入した土砂が農地に適しているのか。環境の方で検査をすれば良いのか。

事務局 農業委員会としては、耕作土が60cmあるのか、その下に入れる土が産廃等変なものが入れられなければ良いのではないかと考えます。

夏目委員 申請が出た段階で添付書類として、検査結果通知を添付していたはずだと思うが、いつから変わったのか。

事務局 過去についての手続きについては、確認をしていません。現在は環境の方で検査結果を求めています。

議 長 農地サイドとして検査結果を求めることはないのか。

事務局 県が許可の条件として、市の土砂条例の許可書の添付を求めています。詳細な土砂の検査については求めているところではありません。

他に、質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長 特に質疑、意見等無いようですので、これより採決いたします。議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 挙手、全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第6号農地改良の届出についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、申請地の地番・公簿地目・面積、施工業者、土質、土量、目的を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

申請地は〇〇〇という寺院の〇〇に位置しています。工事計画書をご覧ください。計画内容の1の工事期間は1か月、2の工法は客土Aです。3の嵩上げ高は現況面から35cm嵩上げします。4の覆土高は35cmです。5の隣接道路面から高さは40cm低くなります。6の掘削の深さは0cm、7の搬入土について、発生場所は〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外2筆で、市道〇〇〇号線の道路買収地です。計画断面図ですが、A-A'のA'が申請者の畑で、こちら側が申請地より高くなっているため、農地改良をして畑として一体的に利用する計画です。24ページは搬入経路図、25ページは作付計画書で、作付品目は1年目から3年目まで、ネギ、じゃがいもを作付する計画です。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議長 特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。
議案第6号農地改良の届出について、本案を原案のとおり承認とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。
次に、議案第8号競売買受適格者証明について(農地法第5条該当)を上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の内容に入る前に競売買受適格者の証明について、ご説明いたします。今回の競売買受適格者の証明は農地法第5条該当ということで、今回出た案件が農地転用許可、農地法第5条許可の見込みがあるかを審議していただくものです。関東信越国税局がこの農地の差押えをしており、公売案件として出されてお

ります。公売の入札にあたっては、農地転用の見込みがあるという証明、競公売買受適格者の証明を受けた方のみが入札に参加できます。開札し落札した方が改めて、農地転用許可申請をして、許可を取り所有権移転を行うものです。

【議案書に記載された内容のうち、申請者氏名、登記簿上の所有者、競公売農地の地番・公簿地目・面積、利用目的、入札期間を朗読する。以下、議案書に記載されていない説明について記述する。】

こちらの土地は農用地区域外、白地の農地であり、農地区分は2種農地です。太陽光発電敷地での農地転用について、土地の要件はあります。しかし、今回の案件は国税局の公売地であり、太陽光発電敷地の申請に必要な「経済産業省の設備認定通知書」と「電力会社の受給契約申込書」の添付ができません。このため申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の確認ができないということで許可相当とする条件として、県へ提出する意見書に「確実性について、十分、確認のうえ、証明を出していただきたい。」と条件を付けて送付したいと考えます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

事務局の説明では、今回の案件は国税局の公売地であり、太陽光発電敷地の申請に必要な「経済産業省の設備認定通知書」と「電力会社の受給契約申込書」の添付がないため、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の確認ができないということで、県へ提出する意見書に「確実性について、十分、確認のうえ、証明を出していただきたい。」と条件を付けて送付したいと提案がありました。本案件について内容及び意見書に条件をつけることについて、質疑、意見を求めます。

質疑、意見等ございませんか。

(発言なし)

議 長

特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。

議案第8号競公売買受適格者証明について(農地法第5条該当)事務局の提案どおり、本案を許可相当と認め、申請地は公売地であり、通常必要とする「経済産業省の設備認定通知書」と「電力会社の受給契約申込書」の添付がないため、転用の確実性について判断できないので、確実性について、十分、確認のうえ、証明

を出していただきたい。」と条件を付けて送付することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

議長 挙手、多数です。よって本案については、原案のとおり、県へ送付する意見書に条件をつけて、許可相当とすべきものと決しました。

次に、議案第9号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認についてを上程し、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について、こちらの議案は、相続税の納税猶予を受けている農地のうち、申告期限から20年が経過しようとするものについて、税務署からの依頼を受け、現地の利用状況を確認した結果について、税務署に通知するものです。税務署は農業委員会からの現地確認状況の通知や、土地所有者からの申告などをもとに、納税の免除を決定することとなります。なお、議案書の右下の欄にあります英数字については、税務署の整理番号です。

【事務局が、議案書に記載された内容のうち、議案番号ごとに氏名、最初の特例農地の地番・公簿地目・面積、他に筆がある場合は公簿地目ごとの筆数・申請合計筆数及び申請合計面積、利用状況・特記事項、現地確認年月日、確認農業委員を朗読する。】

議長 事務局の説明が終わりました。

議案番号2と7については、私、木村進と水野勝委員が現地確認を行っておりますので、私、木村が報告をいたします。

議案番号2について、6月6日、水野勝委員、事務局渋澤次長、樋口主任と私で現地確認を行った結果、一部の農地については、事務局の説明のあったとおり利用がありました。その他の農地は適正に耕作されておりましたことを確認しましたので、ここに報告いたします。また、議案番号7についても、議案番号2の案件の後、現地調査を行った結果、一部の農地については、事務局の説明のあったとおり利用がありました。その他の農地は適正に耕作されておりましたことを確認しましたので、ここに報告いたします。

議長 次に議案番号3については、福田和行委員が現地確認を行って

おりますので、報告をお願いします

福田和行委員 議案番号3について、意見等を申し上げます。6月6日、事務局渋澤次長、樋口主任と私と3人で現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作されておりましたことを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 次に議案番号5については、大澤芳明委員が現地確認を行っておりますので、報告をお願いします。

大澤委員 議案番号5につきまして、意見等を申し上げます。5月17日、事務局渋澤次長、樋口主任と私と3人で現地確認を行いました結果、すべての農地は適正に耕作されておりましたことを確認しましたので、ここに報告いたします。

議 長 それでは、本案件について、質疑、意見等を求めます。
質疑、意見等ございませんか。

福田正八委員 ひとつ確認させていただきたいのですが、3件については利用状況が農地以外の進入路等の利用状況がありましたが、相続税納税猶予の特例農地の対象農地として申請する場合、進入路として使用していた場合、納税猶予の特例農地として受理されてしまうのですか。

事務局 今回は20年が経過する時点での現地調査ですが、20年前に納税猶予の特例農地の対象地にする場合に現地調査を行い、農業委員会に諮っていると思います。現在では公図と航空写真を重ね合わせた地図があり、一目で利用状況もわかりますが、当時は公図と住宅地図での現地調査にとどまっていたと思われます。農地の一部が農地以外で利用しているというのが、現地確認から漏れてしまっている案件が出てきています。

追加の説明ですが、当時は納税猶予の申請に当たっては、課税台帳兼名寄せ帳や農地台帳で確認していたと思いますが、一部を農地以外で利用していた場合、土地全体としての現況地目は田や畑となっていたものと思われます。当時においても申請地が農地以外の利用が確認されていたのであれば、納税猶予の対象地にはなっていなかったと思われます。しかし、当時、どこまでの調査を行っていたかは確認していません。

議 長 私たちが現地を確認した時に私たちも先ほどの質問があったような話合いをしています。今回は税務署から現時点で現地はどうなっているかの調査ですので、20年前にどのような利用状況だったかということは確認できないのですから、現状をありのまま報告するという内容となっています。

他に、質疑、意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 特に質疑、意見等も無いようですので、これより採決いたします。議案第9号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認通知の承認について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手、全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議 長 以上で、全議案の審査が終了しましたが、最後に、報告事項に入ります。報告事項については、専決処理済みですが、報告事項全体について、質疑がありましたらお願いします。

(発言なし)

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 特に、質疑、意見等も無いようですので、報告事項はすべて了承されました。

以上で議案、報告事項すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。御協力いただきありがとうございます。

農業委員会事務局職員

局長	増田 啓良
次長兼農地係長	渋澤 薫
主査	大沢 昌徳
主査	高橋 智浩
主査	新井 良和
主任	樋口 祥平
農業振興課主任	杉本 正代
江南行政センター主査	上山 奈保美

平成29年6月28日

熊谷市農業委員会

会 長 松 本 丈

議 長 木 村 進

署名委員 山 本 勝 市

署名委員 大 野 隆 一
